

七尾市小規模事業者持続化補助金

国の小規模事業者持続化補助金を受け取った皆様へ
補助金上乘せによる支援を行います。

■ 補助対象者

以下に掲げる要件をすべて満たす者。

- (1) 国が行う小規模事業者持続化補助金（一般型）の額の確定を受けている者
- (2) 七尾市内に本店登記地を有する法人又は住所を有する個人事業主
- (3) 市税に滞納がない者
- (4) 補助金の申請後も事業を継続する意思のある者

■ 補助対象経費

小規模事業者持続化補助金の交付確定額の算定の基礎となった経費

ただし、市外における事務所及び事業所の施設並びに設備の復旧等に要する経費を除く。

■ 補助金額

自己負担額（※）× 1/2

上限 《創業枠》 50万円 《その他の類型》 12万5千円

※自己負担額…補助対象経費－小規模事業者持続化補助金交付確定額

国補助金で生じる
自己負担分への補助

<制度イメージ>

自己負担

国補助金
2/3

■ 必要書類

- (1) 小規模事業者持続化補助金の確定通知書の写し及び事業内容がわかる書類
- (2) 法人の登記事項証明書の写し（申請者が法人の場合）
- (3) 住民票の写し（申請者が個人事業主の場合）
- (4) 宣誓・同意書（様式第2号）

■ 申請・問い合わせ先

七尾市産業部産業振興課 〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地

TEL : 0767-53-8565 メール : sangyou-s@city.nanao.lg.jp

七尾市HP
QRコード

